

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

貸倒れ処理ができるケース

Q：得意先の手形が不渡りになり売掛金の回収が困難な状態になっています。この場合貸倒れとして処理していいですか。

A：手形が不渡りになっただけでは税務上貸倒れとして処理することはできません。

税務上貸倒れとして損金経理できるケースは、次のような場合です。

- ① 債権者集会の協議決定で、合理的な基準により債務者の負債整理を定めたことで、売掛金等の債権が切り捨てられることになったとき。
- ② 債務者の債務超過の状態が相当期間継続し、その売掛金などの弁済を受けることができないと認められる場合に、その債務者に対し書面で明らかにされた債務免除額があるとき。
- ③ 債務者の資産状況、支払能力からみて売掛金などの全額が回収できないことが明らかになったとき。この場合、その売掛金などについて担保物があるときはその担保物を処分した後になります。
- ④ 継続的な取引を行っていた債務者につきその資産状況、支払能力が悪化したため取引を停止した時以後1年以上経過した場合で、売掛債権（売掛金、未収金等で貸付金は含みません）の額から備忘価額を控除した残額を貸倒れとして損金経理をしたとき。

